

日本教職大学院協会のあり方等に関するワーキング・グループ細則

(令和元年5月17日制定)

(設置)

第1条 日本教職大学院協会（以下「協会」という。）のあり方等について、企画・立案を行うために、理事会のもとに日本教職大学院協会のあり方等に関するワーキング・グループ（以下「WG」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 WGは、以下に掲げる事項について、企画・立案を行う。

- 1 協会の事業、組織、財務体制の方針に関する事項
- 2 その他、協会の改革に関する事項

(構成)

第3条 WGは、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- 1 会長
- 2 副会長
- 3 理事
- 4 その他、会員の中から会長が指名した者

(座長)

第4条 WGに座長を置き、会長をもって充てる。

- 2 座長は、WGを招集し、これを主宰する。
- 3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名した委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

第5条 WGは、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第6条 この細則に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、WGが別に定める。

附 則

本細則は、令和元年5月17日から施行する。